

七生養護学校「」二〇〇三年からの学習」裁判の公正判決を要

請します 教育にたずさわる者が尊重されることと、障がいのある子ども

の学ぶ権利、そして教育の本質としての自由のために（決議）

二〇〇三年の事件以来、七生養護学校の「」二〇〇三年からの学習」は闇に葬られようとしてきました。しかし、裁判を通して原告たちは、一部の政治家、教育行政、産経新聞に対して、問い続けてきた疑問と怒りを表明し、事実を突きつけることができました。また、「」二〇〇三年からの学習」が「不適切」であったとの被告らからの説明は、育ててきた子どもたち、期待を込めて見つめてきた保護者たちを思い浮かべても、もちろん教員たち自身にとっても、何ら意味をもつ説明ではありませんでした。

知的障害児の性認識・性行動をめぐっては、課題は山積みです。子どもたち自身がわかるように教えなければ、溢れる有害情報の中で被害を受けるのは子どもたち自身です。家庭や保護者まかせでは解決できない難題です。学校教育、社会教育の場で、より多くの英知を集め、実践の検証がくりかえされて、着実に子どもたちの認識や理解としていくことが、切実に求められています。一刻の猶予もありません。

しかしながら、七生養護学校事件のために、東京都では教育の場で「性教育」を論じることはタブーとなっています。

知的障がいのある子どもたちへの理解や教育の必要性は、たとえばテレビドラマが取り上げたりするなど、ようやく国民の中にひろがりつつあります。だからこそ、障害児教育の専門性や科学的説明が求められており、行政の充実した施策とその分野が尊重されることが必要なのです。

「」二〇〇三年からの学習」裁判の行方は、このような社会的ニーズの高まりの中に置かれております。

被告らの乱暴な教育介入に、正当性が与えられるとしたら、障害児教育のみならず学校教育全体が、さらに不必要な緊張と自己規制が強いられ、自由闊達を命とする教育の営みは消失してしまうこととなるでしょう。

貴裁判所の慎重かつ公正・賢明なる判決が下されることによって、東京の障害児教育が再びよみがえる契機となることを祈念し、本総会の総意をもって要請します。

二〇〇八年一〇月四日

七生養護学校「」二〇〇三年からの学習」裁判を支援する全国連絡会第四回総会